

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会

日 時 平成 28 年 5 月 31 日 (火) 13 : 30

場 所 コラッセふくしま 4 階「多目的ホール」

配付資料一覧

次 第

「県民健康調査」検討委員会設置要綱

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会部会員名簿

出席者名簿

座席表

資 料 1 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の役割について

資 料 2 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会における検討項目

資 料 3-1 県民健康調査の概要について

資 料 3-2 県民健康調査データベースの概要について

資 料 4 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点 (案)

参考資料 1 福島県個人情報保護条例との関係

参考資料 2 県民健康調査における現在の同意の内容

参考資料 3 暗号化・匿名化のイメージ

参考資料 4 データ項目の目録例

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 次 第

日 時 平成 28 年 5 月 31 日 (火) 13 : 30

場 所 コラッセふくしま 4 階「多目的ホール」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 部会員紹介
- 4 部会長選出
- 5 議 事
 - (1) 説明事項
 - (2) 検討事項
 - (3) その他
- 6 閉 会

「県民健康調査」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱

(設置)

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールを制定するにあたり、個人情報、法律、疫学、統計等の観点から専門的な助言等を得るため学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。
- (2) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

(その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 部会員名簿

平成 28 年 5 月 31 日

50 音順 ・ 敬称略

氏 名	現 職
あだち ごうき 安達 豪希	福島県保健福祉部 次長（健康衛生担当）
おおひら てつや 大平 哲也	公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長
かも けんいち 加茂 憲一	北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター数学・情報科学講座 准教授
かんの はるとか 菅野 晴隆	福島県弁護士会 弁護士
さいとう ひろゆき 齋藤 広幸	公立大学法人会津大学 復興支援センター 上級准教授
しおや ひろやす 塩谷 弘康	国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類（法社会学担当） 教授
つがね しょういちろう 津金 昌一郎	国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長
ほうざわ あつし 寶澤 篤	国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授
ほし ほと 星 北斗	一般社団法人福島県医師会 副会長

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 出席者名簿

平成28年5月31日

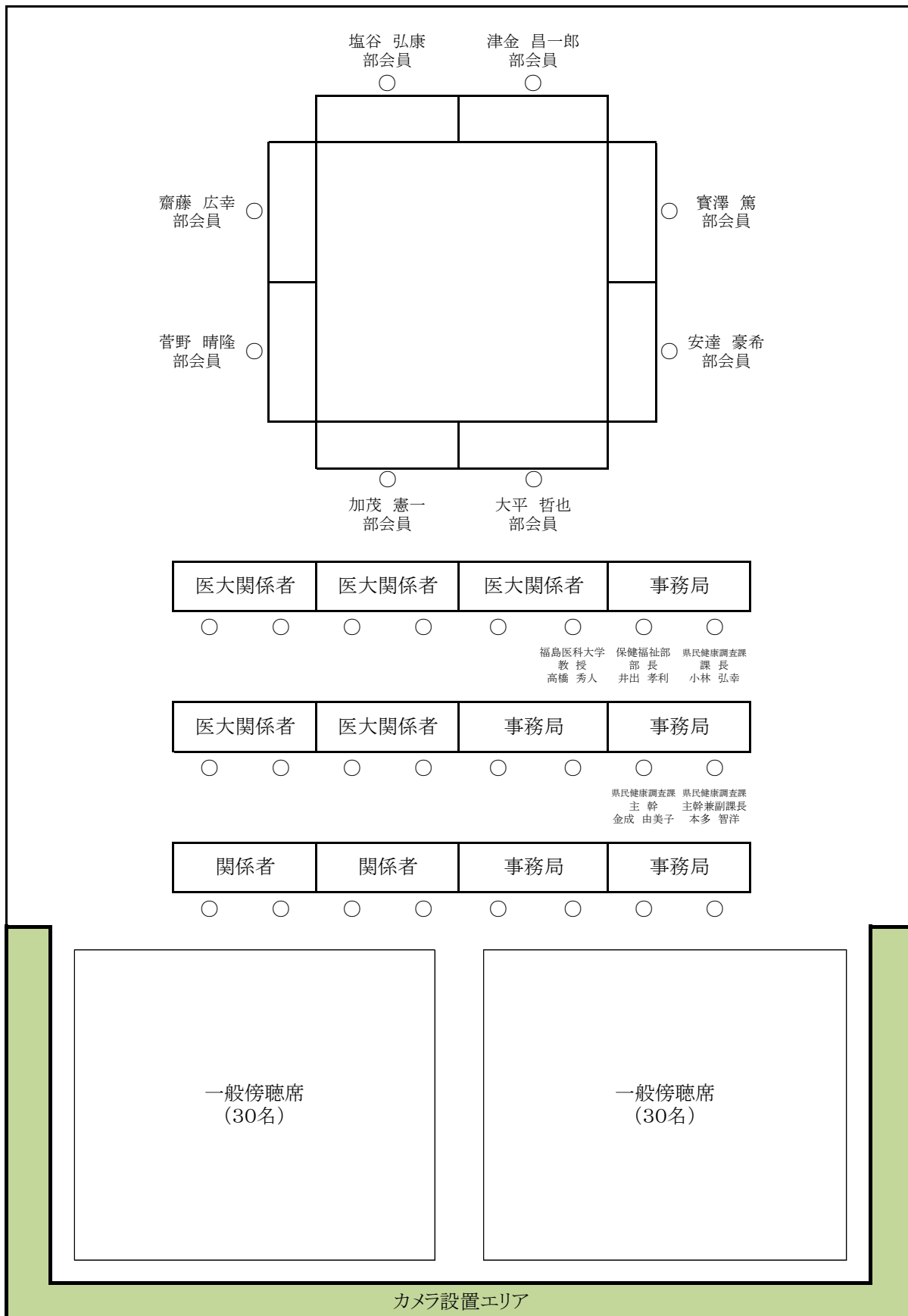
○部会員

50音順、敬称略

氏名	所属及び職名	出欠
安達 豪希	福島県保健福祉部 次長（健康衛生担当）	出席
大平 哲也	公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長	出席
加茂 憲一	北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター数学・情報科学講座 准教授	出席
菅野 晴隆	福島県弁護士会 弁護士	出席
齋藤 広幸	公立大学法人会津大学 復興支援センター 上級准教授	出席
塩谷 弘康	国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類（法社会学担当） 教授	出席
津金 昌一郎	国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長	出席
寶澤 篤	国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授	出席
星 北斗	一般社団法人福島県医師会 副会長	欠席

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 座席表

開催日時：平成28年5月31日(火) 13:30
 会場：コラッセふくしま 4階「多目的ホール」



学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の役割について

〔学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱〕

（設置）

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールを制定するにあたり、個人情報、法律、疫学、統計等の観点から専門的な助言等を得るため学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1）学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。
- （2）その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

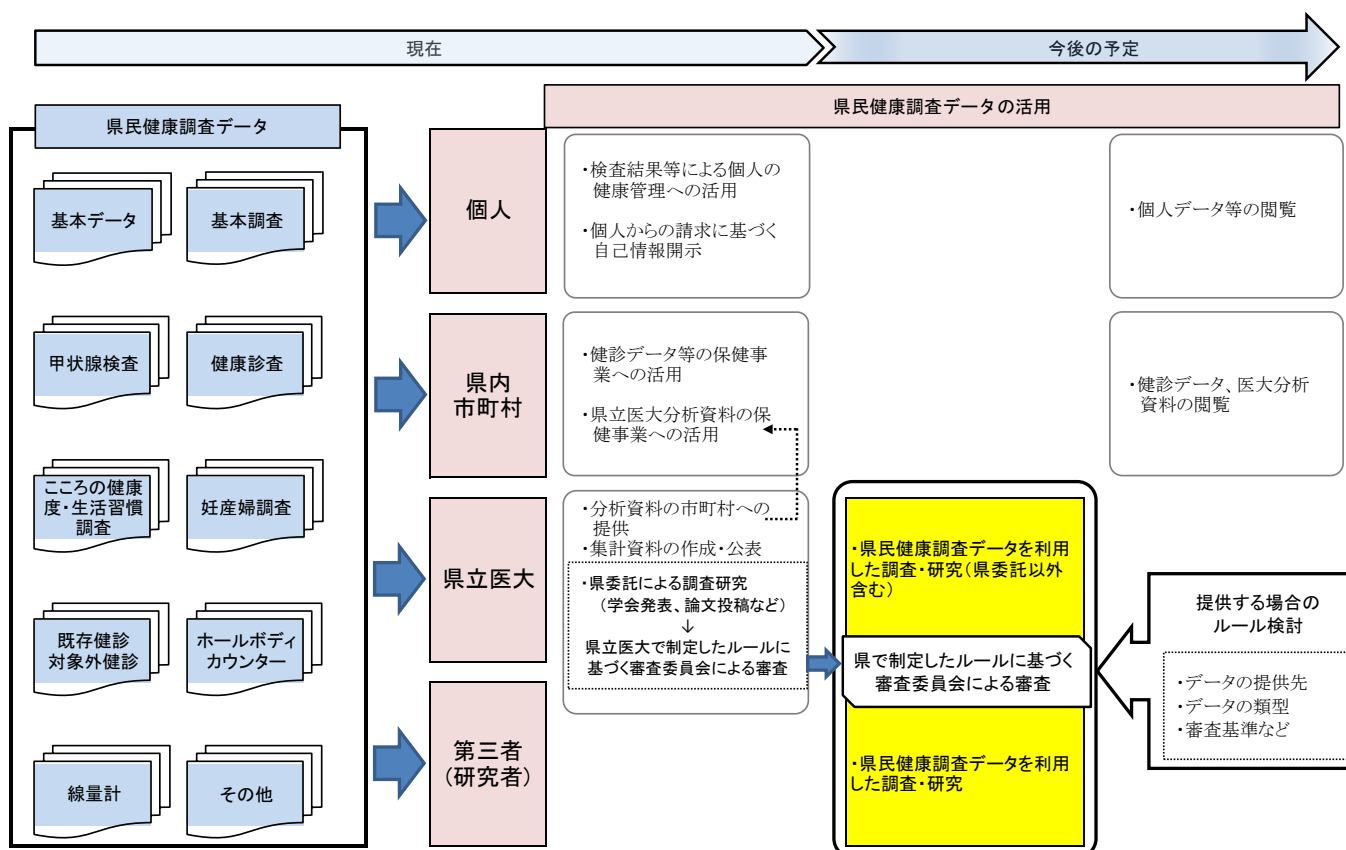


○当部会は、県が示す学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの基本的な考え方について、部会員の持つ専門的な知見や経験に基づき意見、助言等を行う。

○当部会は、部会員から寄せられた意見等を集約し、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールの骨子に関する報告書としてまとめ、検討委員会に報告する。

○当部会は、報告書完成までの間、適宜検討状況を検討委員会に報告する。

〔県民健康調査データの活用の全体イメージ図〕



学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会における検討項目

1 データについて

- (1) データ提供の対象とする研究
 - ・公益性の高い学術を目的とした研究
 - ・研究成果を学術論文等として公表する研究
- (2) 提供するデータ
 - ・データベースに保存されている県民健康調査のデータ
- (3) 提供するデータの性質
 - ア データの性質
 - イ データ提供の根拠
 - ウ 調査対象者の同意
 - エ 匿名化の理由及び方法
 - オ 匿名化の妥当性の判断
- (4) 提供する場合のデータの形式
 - ・データ目録の作成
- (5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係
 - ・倫理指針の適用

2 データの提供先について

- (1) 提供先の範囲
 - ・研究機関に所属する研究者
 - ・想定される対象研究機関
- (2) 試行期間の設定
 - ・設定理由
 - ・試行期間
 - ・試行期間における提供先の範囲
 - ・県立医科大学との共同研究する場合の範囲

3 審査委員会について

- (1) 審査委員会の役割
 - ・審査基準に基づくデータ提供の可否の判断、審査結果の知事への提出
- (2) 審査委員会委員の選任
 - ・公平性、中立性の確保
- (3) 審査範囲
 - ・県自ら実施する調査研究（委託含む）の取扱い
- (4) 審査委員会の運営
 - ・事務局体制、公開の是非

4 審査基準について

- (1) 利用目的
 - ・ 県民の利益の確保
 - ・ 公益性の確保
- (2) 利用の必要性
 - ・ データ利用の合理性
- (3) 利用資格
 - ・ 質の高い研究の確保
- (4) 利用条件
 - ・ 遵守事項
 - ・ 所属機関の承認
 - ・ 不適正利用に対する措置
- (5) 分析方法
 - ・ 倫理的妥当性、科学的合理性の確保
- (6) 結果公表の有無
 - ・ 学術論文等の形で研究成果の公表
- (7) 利用の場所、データの保管場所及び管理方法
 - ・ 提供データの適切な取扱い（セキュリティ関係）
- (8) その他

県民健康調査の概要について

福島県県民健康調査課

◎県民健康調査の目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。

1 基本調査

空間線量が最も高かった時期（震災後 7 月 11 日までの 4 か月間）における県民一人一人の「行動記録」を基に外部被ばく線量を推計する。

(1) 回答状況等（平成 27 年 12 月 31 日現在）

全県：対象者 2,055,326 人 回答数 564,083 人 回答率 27.4 %

地域区分 (先行+全県民)	調査 対象者数 a	回 答 数 b	回 答 率 c=b/a	線 量 推 計 済 数 d	推 計 率 e=d/b	結 果 通 知 済 数 f	通 知 率 g=f/b
県 北	504,042	151,754	30.1%	148,241	97.7%	147,983	97.5%
県 中	557,237	135,878	24.4%	132,307	97.4%	131,491	96.8%
県 南	152,225	34,954	23.0%	33,695	96.4%	33,174	94.9%
会 津	267,203	57,137	21.4%	54,303	95.0%	54,061	94.6%
南会津	30,789	6,358	20.7%	5,960	93.7%	5,950	93.6%
相 双	195,604	89,914	46.0%	87,227	97.0%	86,720	96.4%
いわき	348,226	88,088	25.3%	85,647	97.2%	85,228	96.8%
計	2,055,326	564,083	27.4%	547,380	97.0%	544,607	96.5%

(2) 推計結果（平成 27 年 12 月 31 日現在）

放射線業務従事経験者を除く 459,620 人では、最高値 25mSv（先行地区）

全県では、1mSv 未満 62.1%、2mSv 未満 93.8 %、5mSv 未満 99.8%。

全県調査（先行調査＋全県民調査）外部被ばく実効線量推計状況															H27.12.31現在			
実効線量 (mSv)	全データ	放射線業務従事経験者を除く				「放射線業務従事経験者を除く」の地域別内訳(%は地域ごとの線量割合)												
		県北 (注3)	県中	県南	会津	南会津	相双 (注4)	いわき										
～1未満	291,093	285,418	62.1%	99.8%	24,853	20.1%	57,643	51.5%	25,460	88.2%	44,456	99.3%	4,837	99.3%	55,661	77.3%	72,508	99.1%
～2未満	148,178	145,845	31.7%		83,056	67.0%	45,780	40.9%	3,386	11.7%	300	0.7%	34	0.7%	12,658	17.6%	631	0.9%
～3未満	25,769	25,396	5.5%		15,499	12.5%	8,138	7.3%	17	0.1%	25	0.1%	0	—	1,687	2.3%	30	0.0%
～4未満	1,571	1,491	0.3%		468	0.4%	423	0.4%	0	—	1	0.0%	0	—	595	0.8%	4	0.0%
～5未満	550	504	0.1%		40	0.0%	5	0.0%	0	—	0	—	0	—	458	0.6%	1	0.0%
～6未満	441	389	0.1%		19	0.0%	3	0.0%	0	—	0	—	0	—	366	0.5%	1	0.0%
～7未満	268	230	0.1%		10	0.0%	1	0.0%	0	—	1	0.0%	0	—	218	0.3%	0	—
～8未満	155	116	0.0%		1	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	115	0.2%	0	—
～9未満	118	78	0.0%		1	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	77	0.1%	0	—
～10未満	72	41	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	41	0.1%	0	—
～11未満	69	36	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	36	0.1%	0	—
～12未満	52	30	0.0%		1	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	29	0.0%	0	—
～13未満	37	13	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	13	0.0%	0	—
～14未満	34	12	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	12	0.0%	0	—
～15未満	27	6	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	6	0.0%	0	—
15以上～	314	15	0.0%	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	15	0.0%	0	—
計	468,748	459,620	100.0%	100.0%	123,948	100%	111,993	100%	28,863	100%	44,783	100%	4,871	100%	71,987	100%	73,175	100%
最高値	66mSv	25mSv			11mSv		6.3mSv		2.6mSv		6.0mSv		1.9mSv		25mSv		5.9mSv	
平均値	0.9mSv	0.8mSv			1.4mSv		1.0mSv		0.6mSv		0.2mSv		0.1mSv		0.8mSv		0.3mSv	
中央値	0.6mSv	0.6mSv			1.4mSv		0.9mSv		0.5mSv		0.2mSv		0.1mSv		0.5mSv		0.3mSv	

(注3) 先行地区（川俣町山木屋地区）を含む。 ※割合(%)は線量別に端数処理を行っているため、合計が100%にならない場合がある。
(注4) 先行地区（浪江町、飯館村）を含む。 ※推計期間が4ヶ月未満の方を除いて集計している。

(3) 評価（県民健康調査における中間とりまとめ 平成28年3月30日公表）

本調査で得られた線量推計結果（事故後4か月間の外部被ばく実効線量：99.8%が5mSv未満等）は、これまで得られている科学的知見に照らして、統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではないと評価する。

2 甲状腺検査

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されており、県では、子どもたちの健康を長期に見守るために甲状腺検査を実施している。

(1) 検査概要

① 検査スケジュール

		期 間	対 象
1 巡目 終了	先行検査 (甲状腺の状態を把握)	平成23年10月～ 平成26年3月	震災時福島県にお住まいの概ね18歳以下（平成4年4月2日～平成23年4月1日生まれの方）
2 巡目	本格検査 (先行検査と比較)	平成26年4月～ 平成28年3月※	上記の方に加え、 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの方
3 巡目 以降	長期にわたり 見守ります		20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごと（25歳、30歳等の5歳刻みの節目健診、20歳から25歳までの間においても5年は空けない）、継続して検査を実施します。

※平成26年度：25市町村 約21.7万人
平成27年度：34市町村 約16.4万人

② 一次検査（超音波検査）

判定区分（B，C判定が二次検査の対象。）

A判定（A1）：結節やのう胞を認めない。

（A2）：5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞を認める。

B判定：5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認める。

C判定：甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要する。

③ 二次検査

詳細な超音波検査、血液検査（甲状腺ホルモン測定）、尿検査（尿中ヨード）を行い、医師が必要と判断した場合は、穿刺吸引細胞診を行う。

(2) 進捗状況

① 先行検査（平成27年6月30日現在）

一次検査

- ・ 対象者数 367,685人
- ・ 受診者数 300,476人（受診率81.7%） 内、県外受診9,510人
- ・ 結果判定数 300,476人（判定率100.0%）
- ・ 判定区分別内訳

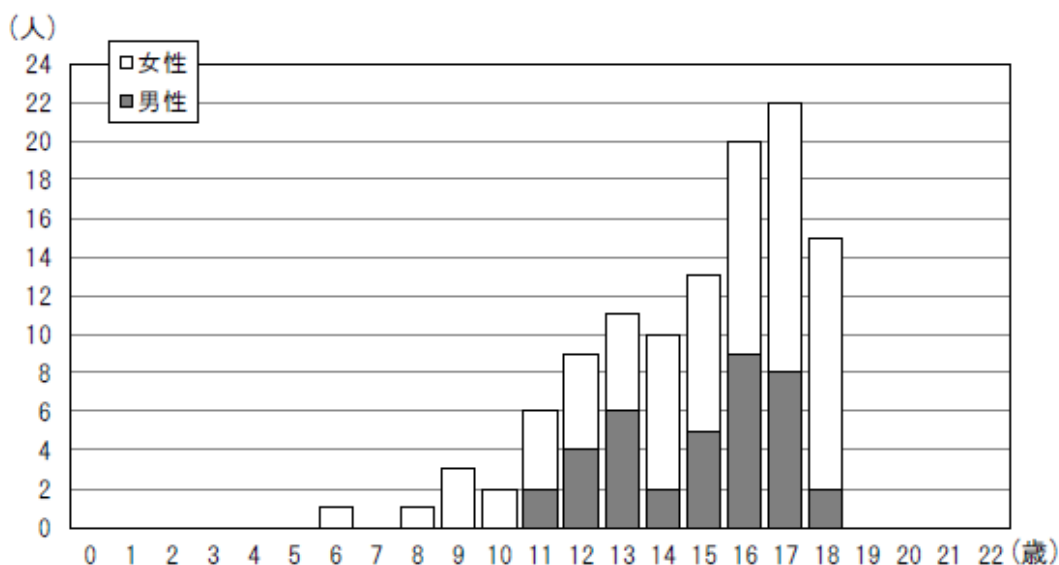
A判定（A1）	154,606人（51.5%）
（A2）	143,576人（47.8%）
B判定	2,293人（0.8%）
C判定	1人（0.0%）

二次検査

2,294人中2,108人が受診し、2,056人（97.5%）の二次検査結果が得られている。内、穿刺吸引細胞診実施は537人（内、悪性・悪性疑い113例）。

◇ 悪性ないし悪性疑いであった113例の年齢、性分布

[平成23年3月11日時点の年齢による分布表]



② 本格検査（平成 27 年 12 年 31 日現在）

一次検査

- ・ 対象者数 381,261 人
- ・ 受診者数 236,595 人（受診率 62.1%） 内、県外受診 12,439 人
- ・ 結果判定数 220,088 人（判定率 93.0%）
- ・ 判定区分別内訳

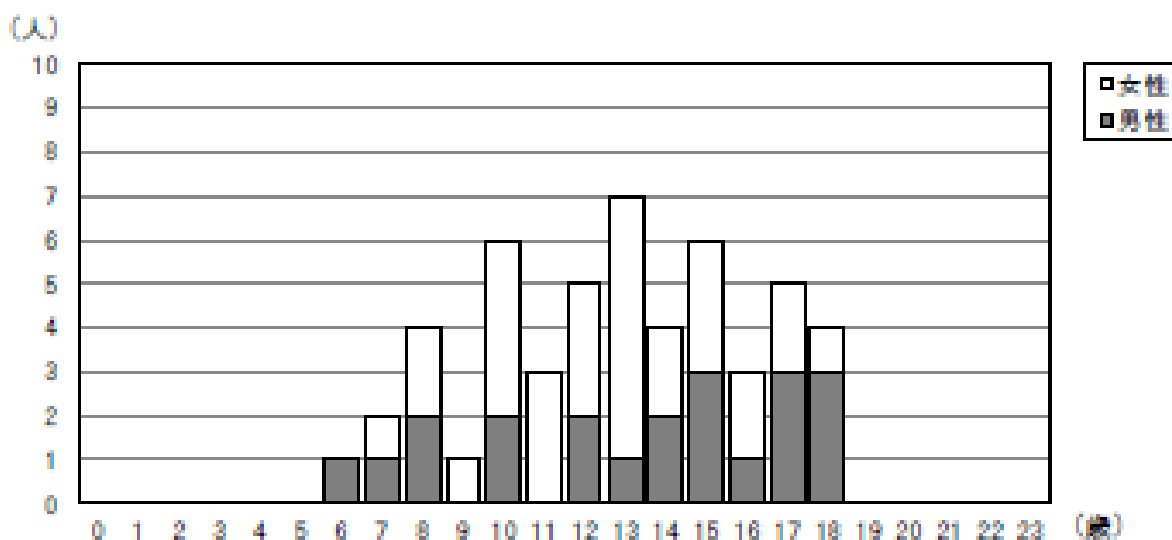
A 判定 (A 1)	: 89,565 人 (40.7%)
(A 2)	: 128,704 人 (58.5%)
B 判定	: 1,819 人 (0.8%)
C 判定	: 0 人 (0.0%)

二次検査

1,819 人中 1,172 人が受診し、1,087 人 (92.7%) の二次検査結果が得られている。
内、穿刺吸引細胞診実施は 157 人（内、悪性・悪性疑い 51 例）。

◇ 悪性ないし悪性疑いであった 51 例の年齢、性分布

[平成 23 年 3 月 11 日時点の年齢による分布表]



(3) 評価

(県民健康調査における中間取りまとめ 平成 28 年 3 月 30 日公表)

- ① 被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さい。
- ② 被ばくからがん発見までの期間が概ね 1 年から 4 年と短い。
- ③ 事故当時 5 歳以下からの発見はない。
- ④ 地域別の発見率に大きな差がない。

以上のことなどから、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価する。

但し、放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できず、影響評価のためには長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、(中略) 今後も甲状腺検査を継続していくべきである。

3 健康診査

(1) 検査項目を上乗せした健康診査（避難区域等住民を対象）

市町村が実施する健康診査等を活用し、白血球分画等の検査項目を上乗せし、順次実施。また、受診希望者の利便性を図るため、県内外の医療機関での個別健診を実施。

平成 27 年度受診状況（対象者 215,315 人）速報値 平成 27 年 12 月 31 日現在
15 歳以下：対象者 25,296 人、受診者 7,038 人（受診率 27.8%）
16 歳以上：対象者 190,019 人、受診者 26,905 人（受診率 14.2%）

(2) 既存健康診査の受診機会がない県民を対象とした健康診査

これまで受診機会のなかった県民を対象として、新たに健診の機会を提供することにより、生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげる。

対象者：例）避難区域等以外 19 歳～39 歳の国保被保険者、社保被扶養者等
平成 26 年度受診者：14,584 人（案内送付者数 約 36 万人）

4 こころの健康度・生活習慣に関する調査

放射線への不安、避難生活、財産の喪失及び恐怖体験等により、精神的苦痛や心的外傷（トラウマ）を負った県民のこころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供する。

避難区域等の住民を対象に年 1 回自記式質問用紙を郵送し調査。

回答内容から支援が必要と認められる方に対し、臨床心理士・保健師・看護師等による電話支援等を実施、さらに必要な場合は登録医を紹介。

平成 26 年度

（平成 27 年 10 月 31 日までに回答、同年 12 月 31 日までの支援実施について集計）

対象者 212,747 人、回答者 50,663 人（回答率 23.8%）

要支援者数 10,237 人

5 妊産婦に関する調査

妊産婦のからだやこころの健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産婦人科医療の充実へつなげていく。

県内で母子健康手帳を交付された方及び県外で母子健康手帳を交付され、震災後県内で妊婦健診や分娩をされた方を対象に、年 1 回自記式質問用紙を郵送し調査、回答内容から支援が必要と認められる方に対し、助産師・保健師等による電話支援等を実施。

平成 26 年度結果報告

（集計対象期間：平成 26 年 11 月 20 日から平成 27 年 12 月 18 日）

対象者 15,125 人 回答者 7,132 人（回答率 47.2%）

要支援者 830 人（要支援者率 11.6%）

6 内部被ばく検査（ホールボディカウンター：WBC）

(1) 検査実績（平成 23 年 6 月 27 日～平成 28 年 3 月 31 日）

①検査人数（県実施分）282,688 人

②検査結果（預託実効線量）

1mSv 未満 282,662 人、1mSv 14 人、2mSv 10 人、3mSv 2 人

※市町村独自実施 約 63.8 万人（平成 27 年 12 月 31 日現在）[県実施分等との重複有り]

(2) ホールボディカウンター配備状況（平成 28 年 3 月 1 日現在）

① 県内 49 台

- ・ 県保有 8 台（車載型）
- ・ 県内市町村等保有 29 台（車載型 3 台、固定型 26 台）
- ・ 県内民間病院等保有 12 台（固定型）[市町村等検査受託機関のみ]

② 県外 [県検査委託機関] 14 台

7 個人線量計の活用

東日本大震災による原発事故に伴い、自身が受けている放射線量を個人線量計で計測し、放射線量を確認することで、自身の積極的な健康管理につなげることを目的に、平成 23 年度から、市町村が子どもや妊婦等に個人線量計を配布・貸出を行う場合、その費用を補助（補助率 10/10）。

県民健康調査データベースの概要について

○データベースの目的

福島県「県民健康調査」は、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る為に行われています。県民から得た結果は、県民健康調査データベースとして蓄積・管理されています。

○データベースの収集・管理状況

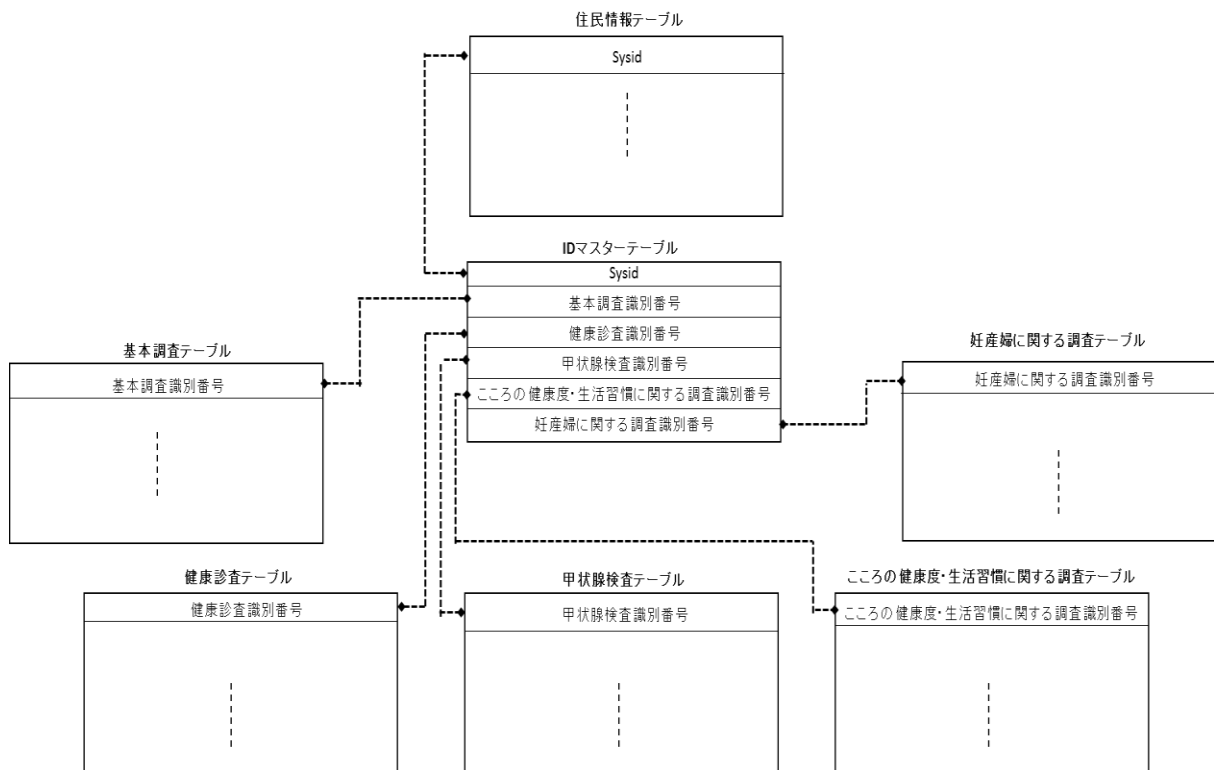
県民健康調査は平成 23 年 6 月に開始されました。空間線量が最も高かった時期における放射線による外部被ばく線量を推計する「基本調査」と、詳細調査と位置づけている 4 調査「健康診査」「甲状腺検査」「こころの健康度・生活習慣に関する調査」「妊産婦に関する調査」の計 5 調査を実施しています。さらに、県、市町村で実施した「内部被ばく検査（WBC）」、「個人線量計」を含め、以下のような情報（公表分）が得られました。

（単位：千人）

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
基本調査	対象者数	2,055				
	回答数	564（H27.12.31 現在）				
健康診査	対象数	210	212	213	214	
	受診数	74	59	53	51	
甲状腺検査 （一次検査のみ）	（種別）	先 行 検 査			本 格 検 査	
	対象者数	48	161	159	217	164
	受診者数	42	139	119	156	81
こころの健康度・生 活習慣に関する調査	対象者数	210	212	212	213	
	回答者数	92	66	56	51	
妊産婦に関する調査	対象数	16	15	15		
	回答数	9	7	7		
内部被ばく検査（WBC）	検査者数	29	91	65	56	
個人線量計	計測者数	292	78	74	160	

○県民健康調査データベースの構成

これまで収集した情報はリレーショナルデータベースシステム（RDB）の中で、個人コード(ID)によって、住民情報と各検査結果が紐づいて管理されています。



実際に登録されている情報としては以下のようなものが含まれます。

- (1) 対象者属性情報
 - ・ 識別番号（識別番号、性別、震災時年齢）
 - ・ 居住地住所（県コード、市区郡コード）※データ固定時の居住地
 - ・ 震災発生時住所（県コード、市区郡コード）
- (2) 基本調査に関する情報
 - ・ 被ばく情報（実行線量、放射線業務従事経験）
- (3) 甲状腺検査に関する情報（先行検査、本格検査）
 - ・ 甲状腺一次検査判定済みレポート（検査日、検査時年齢、判定結果、嚢胞・結節の状態）
 - ・ 甲状腺二次検査結果（検査日、検査時年齢、判定結果、腫瘍径、生化学検査結果）
 - ・ 甲状腺一次検査、二次検査同意書
- (4) その他の調査に関する情報
 - ・ 妊産婦調査（こころの健康度、現在の生活状況、健康状態・出産状況、育児の自信、次回妊娠に対する意識等）
 - ・ こころの健康度・生活習慣調査（健康状態、身長・体重、既往歴、睡眠、運動、

喫煙・飲酒等)

- ・健康診査（検査日、検査時年齢、問診結果、各種検査結果）
- ・ホールボディカウンタ測定データ（検査日、検査時年齢、身長、体重、セシウム実測値・記録値）
- ・個人線量計データ（検査時年齢、測定値、ガラスバッジ・電子式測定器製造・測定メーカー）

○データの利用状況

- ・分析資料の市町村への提供（市町村における保健事業への活用）
- ・集計資料の作成・公表（検討委員会資料）
- ・県から県立医科大学への委託による調査研究（学会発表、論文投稿など）
- ・受診（回答）者への結果等通知

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点（案）

1 データについて

(1) データ提供の対象とする研究

論点 1

どのような研究に対してデータを提供すべきか。

事務局案

公益性の高い学術を目的とした研究で、研究成果を学術論文等として公表するもの。

〔データ提供の目的〕

県民健康調査に関する幅広い研究の促進を通して、県民の健康の維持増進など、県民の利益につなげる。

〔ポイント〕

- ・「公益性」の判断基準
- ・公表の方法

(2) 提供するデータ

論点 2

提供するデータはどのようなものか。

事務局案

福島県から委託を受けて現在県立医科大学で管理しているデータベースに保存されている県民健康調査関係のデータのうち、重複や誤記等を洗い出して整備したもの。

〔ポイント〕

- ・データベースに保存されているデータの種類

(3) 提供するデータの性質

ア データの性質

論点 3

提供するデータは個人情報として取り扱うのか。

事務局案

提供するデータは、それ自体では特定の個人が識別されないよう匿名化した上で提供するが、他の情報との照合により特定の個人が識別されることが否定できないことから、個人情報として取り扱う。

根拠

- ・ 福島県個人情報保護条例（第2条第1項第1号「個人情報」） **参考資料 1**

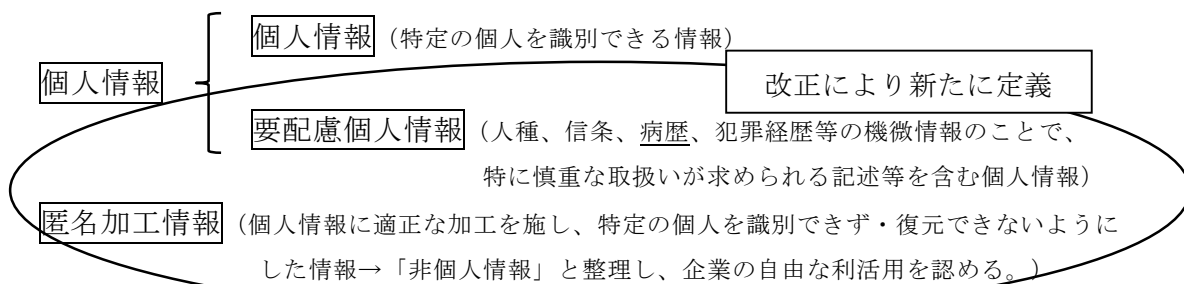
〔ポイント〕

- ・ 他の情報により特定の個人が識別されるケースの具体例
- ・ 改正個人情報保護法との関係

→当該法律の対象は民間事業者であるため、行政機関は適用対象外となる。

また、当該法律でも「学術目的の研究」は適用除外となっている。

〔参考〕改正個人情報保護法における「個人情報」の明確化



イ データ提供の根拠

論点 4

個人情報を第三者へ提供することが可能となる根拠は何か。

事務局案

個人情報保護条例により、データ提供が「学術研究の目的」であれば、個人情報を提供することが可能である。

根拠

福島県個人情報保護条例（第7条第2項第5号「利用及び提供の制限」） **参考資料 1**

〔ポイント〕

- ・ 県民が抱く不安に対する対応
提供の目的、匿名化の処理、オプトアウトの導入、不適正利用に対する措置

ウ 調査対象者の同意

論点 5

- ①現在、県（県立医大への委託を含む）が行っているデータの利用等について、県民からの同意をどのような形で取得しているのか。
- ②第三者へのデータの提供について同意を得ていないとすれば、改めて同意を取り直さなければならないのか。
- ③対象者が情報の提供を拒んだ場合、どのように対応するのか。

事務局案

- ①県が自らデータを利用する場合や市町村等へ提供する場合等については、各調査票の中で同意を得ているが、第三者へのデータ提供については同意を得ていない。**参考資料 2**
- ②改めて同意を取り直す必要はない。
- ③対象者に情報の提供を拒否できる機会を与える仕組み（いわゆるオプトアウト（※））については県条例上規定はないが、今回のルールに盛り込む。

根拠

- ②福島県個人情報保護条例（第7条第2項「利用及び提供の制限」）**参考資料 1**

（※）オプトアウトとは、民間事業者を対象とした個人情報保護法に規定されている制度で、個人情報の第三者提供に関し、本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

【ポイント】

- ・現在取得している同意内容の解釈（「第三者へのデータ提供」を包含しているか。）
- ・改めて同意を取り直すことの問題点
- ・オプトアウト制の導入の是非

エ 匿名化の理由及び方法

論点 6

- ①個人情報保護条例により学術研究の目的のためであれば保有する個人情報を提供することができる規定されているにもかかわらず、匿名化する理由は何か。
- ②匿名化はどのような方法で行うのか。

事務局案

- ①県民が不利益を受けないよう個人情報の保護に最大限に配慮する必要があるため。
- ②データベース内で暗号化した上で管理し、提供時に再度暗号化する。参考資料 3

〔ポイント〕

- ・現在行っている匿名化の処理方法の妥当性

オ 匿名化の妥当性の判断

論点 7

提供するデータが、それ自体では特定の個人が識別されないように適切に匿名化の処理がなされているかを誰がどのように判断するのか。

事務局案

データ提供の適否を審査するために県が設置する審査委員会において、個々の研究毎に判断する。

〔ポイント〕

- ・審査委員会での審査するための事務局体制

(4) 提供する場合のデータの形式

論点 8

データはどのような形式で提供するのか。

事務局案

予め作成するデータ目録の中から申請者に選択してもらい、テキスト形式で提供する。

参考資料 4

〔ポイント〕

- ・ オーダーメイドへの対応（申請者の希望によりデータを加工して提供）

(5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係

論点 9

県民健康調査データの第三者への提供又はそのデータを利用する研究について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※)との関係はどうなっているのか。

事務局案

①上記については、人（情報を含む）を対象として国民の健康の保持増進に資する知識を得ることを目的として実施される活動であることから、倫理指針が適用される。

②データを**提供**する場合

- ・ 県は、研究機関ではないため、倫理審査委員会を通す必要はない。

③- 1 データを**県が利用**する場合

・ 県は、研究の実務を行う研究機関ではないため、倫理審査委員会を通す必要はない。ただし、県の研究委託先は予め倫理審査委員会を通す必要がある。

③- 2 データを**第三者が利用**する場合

- ・ データ提供を受ける研究者等は、予め倫理審査委員会を通す必要がある。

(※) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」とは、人（情報含む）を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、文部科学省及び厚生労働省において制定されたもの。全ての関係者はこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。

【ポイント】

・ データ利用の場合の研究機関における倫理審査委員会での審査

県が利用する場合は委託先である県立医大、第三者の場合は研究者の所属機関等

・ データ提供する場合

倫理審査委員会での審査は必要ない。

2 データの提供先について

(1) 提供先の範囲

論点 10

- ①申請可能者は研究者とすべきか、研究機関に所属する研究者とすべきか。
- ②想定される対象研究機関にはどのようなところがあるのか。

事務局案

- ①研究機関に所属する研究者とする。
- ②・福島県立医科大学（委託研究、独自研究）
 - ・公的機関（国の行政機関、国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人）
 - ・公益法人（公益社団法人、公益財団法人）
 - ・大学（国立、公立、私立（大学院含む））
 - ・高等専門学校（国立、公立、私立）
 - ・民間研究機関
 - ・海外の研究機関
 - ・上記に準じる機関であって審査委員会が承認した研究機関

理由

- ①研究の公益性や信頼性等を判断（審査）するための基準の一つとするため。

〔ポイント〕

- ・研究者と所属機関の関係

(2) 試行期間の設定

論点 11

- ① 試行期間（※）を設定すべきか。
- ② 設定するとすればどれくらいの期間とするのか。
- ③ 試行期間における提供先をどこまでとするか。
- ④ 県立医科大学と共同研究する場合の範囲をどこまでとするか。

（※） 試行期間とは、事業開始後に発生する課題等を事前に把握しルールに反映するために、提供先を限定的に実施する期間のこと。

事務局案

- ① 設定する。
 - ・ データ提供に係る申請件数が予測できない中で、限られた事務局体制で効率的にデータ提供を行うためには、当初の段階では提供範囲をある程度限定する必要があるため
 - ・ 県民が安心できる適切なルールを構築するためには、事業開始後に予想される課題等を解決しながら、慎重に検討していく必要があるため。
- ② 本格稼働に向けた準備期間として、審査を開始してから当面 1 年間の試行期間を設ける。
- ③ 試行期間においては、福島県立医科大学（委託研究、独自研究）及び公的機関とし、公的機関は国の行政機関及び研究開発独立行政法人とする。
- ④ 県立医科大学と共同研究する場合は、試行期間であっても提供先は限定しない。

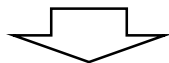
[ポイント]

- ・ 試行期間における提供先の範囲の妥当性
- ・ 県立医大が実施する共同研究に対する考え方

福島県個人情報保護条例との関係

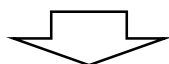
論点 3

提供するデータは個人情報として取り扱うのか。



県民健康調査のデータは、

それ自体では特定の個人が識別されないよう匿名化した上で提供するが、他の情報との照合により特定の個人が識別されることが否定できない情報 → **個人情報として取り扱う。**



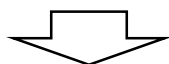
〔根拠〕

福島県個人情報保護条例第2条（定義）第1項第1号（個人情報）

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

論点 4

個人情報を第三者へ提供することが可能となる根拠は何か。



〔根拠〕

福島県個人情報保護条例第7条（利用及び提供の制限）第2項

実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 二 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 同一実施機関内で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由があるとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学术研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

県民健康調査における現在の同意の内容

現在、県民健康調査における調査対象者の同意については、各調査票の中で以下の内容で同意を得ている。

基本調査

〔案内文書〕

データは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前や回答内容が公表されることは一切ありません。

〔問診票〕

本問診票に記載された個人情報、健康管理のため、県において使用するほか、お住まいの市町村には求めに応じて情報提供しますが、個人が特定される形で公開することはありません。

甲状腺検査

〔一次検査同意書兼問診票〕

検査結果については、あなたにお知らせするとともに、これまで、及び今後の「県民健康調査」で得られたデータや資料は福島県立医科大学が保管し、次の目的で利用します。

- あなたの健康管理に際して必要な利用目的
 - ・「県民健康調査」の提供、管理運営業務
 - ・「県民健康調査」にあたり、外部の医師・専門家等の意見・助言を求める場合
 - ・あなたの診療等に関する他の医療機関等との連携（照会への回答を含む）
 - ・保健・医療・福祉・生活に関する適切な支援のための市町村等への提供
- 上記以外の利用目的
 - ・継続的な県民の健康管理を行うための基礎資料としての利用
 - ・今後の健康調査の維持、改善のための基礎資料としての利用
 - ・「県民健康調査」甲状腺検査の検査者等の教育・育成・実習
 - ・学術的研究目的・公衆衛生的教育や啓発目的での個人を特定しない形での利用
 - ・個人が特定されない形での公表（統計処理等）

〔二次検査同意書兼問診票〕

検査結果については、あなたにお知らせするとともに、これまで、及び今後の「県民健康調査」で得られたデータや資料（検査により得られた生体試料を含む）は福島県立医科大学が保管し、次の目的で利用します。

（利用目的の記載は、一次検査の内容に以下の記載を追加）

- 上記以外の利用目的
 - ・今回採取する試料（血液や尿）は、県民健康調査の趣旨に基づき適切に保存・利用・廃棄します。研究目的で用いる場合は、改めて同意を得てから利用します。

健康診査

〔お知らせ〕

提供されたデータは、個人が特定されない形で統計的に処理され公表されることはあり

ますが、個人のお名前・健診結果等が公表されることは一切ありません。

〔「健康診査」の結果提供に関する承諾書〕

私は、平成〇〇年度福島県県民健康調査「健康診査」の下記健診項目の結果及び質問票の回答内容について、福島県が福島県立医科大学へ委託して実施する「県民健康調査」のために健診機関から同大学、及び、平成23年3月11日時点において居住していた避難区域等の市町村、震災以降にこれらの市町村に転入した場合は当該市町村へデータ提供されることを承諾します。

こころの健康度・生活習慣に関する調査

〔お知らせ〕

本調査票に記載された個人情報、健康管理のため県において使用するほか、震災時にお住まいの市町村、ふくしま心のケアセンター等に情報提供する場合がございます。

また、調査結果は、集計、分析された形で公表することとし、個人が特定される形で公表することはありません。

妊産婦に関する調査

〔お知らせ〕

本調査票に記載された個人情報は、健康管理のため、県において使用するほか、お住まいの市町村には求めに応じて情報提供させていただきます。

また、調査結果は、集計、分析された形で公表することとし、個人が特定される形で公表することはありません。

〔調査票〕

本調査票に記載された個人情報は、健康管理のため、県において使用するほか、お住まいの市町村には求めに応じて情報提供させていただきます。また、調査結果は、収集、分析された形で公表することとし、個人が特定される形で公開することはありません。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

〔同意書〕

検査結果については、皆様にお知らせするとともに、データは福島県及び県民健康調査の受託先である福島県立医科大学が保管します。また、プライバシーに配慮し、名前が分かることがないようにして、検査結果の一部を公表することがあります。

このことを理解の上、本検査を受けることを同意いたします。

個人線量計

〔同意書〕

私は、(バッジ式線量計・電子式線量計)の測定結果を長期にわたる健康管理に活用できるようにするため、以下のことについて同意します。

- 1 〇〇市町村が実施する(バッジ式線量計・電子式線量計)による測定結果を県民健康管理調査データベース(福島県が福島県立医科大学に設置)に登録すること。
- 2 県民健康管理調査データベースに登録するために、福島県及び福島県立医科大学に測定結果をデータ提供されること。

暗号化・匿名化のイメージ

【元のデータ】

ID	姓	名	生年月日	性別	震災時年齢	震災時住所	
12345678	福島	太郎	平成12年1月1日	男	11	960-8670	福島県福島市杉妻町2-11
87654321	郡山	花子	平成22年2月1日	女	1	963-8540	福島県郡山市麓山1-1-1



【システム内のデータ】

ID	姓	名	生年月日	性別	震災時年齢	震災時住所	
12345678	*****	*****	*****	男	11	*****	*****
87654321	*****	*****	*****	女	1	*****	*****

(注)*****の部分は暗号化されたデータ



【分析用データ】

識別番号				性別	震災時年齢	住所コード
70715675				男	11	07301
66926419				女	1	07301

データ項目の目録例

1 対象者属性情報

	データ項目名
1	識別番号
2	性別
3	震災発生時住所（市区郡コード）
4	現住所（市区郡コード）
5	震災時年齢
⋮	⋮

2 基本調査

	データ項目名
1	識別番号
2	実効線量
3	放射線業務従事経験
⋮	⋮

3 甲状腺一次調査

	データ項目名
1	識別番号
2	一次検査検査日
3	一次検査の検査時年齢
4	一次検査判定結果
5	結節の大きさ
⋮	⋮

4 甲状腺二次検査

	データ項目名
1	識別番号
2	二次検査検査日
3	二次検査の検査時年齢
4	判定結果
5	腫瘍径
⋮	⋮